

平成 21 年 4 月 1 日現在

栃木市手数料条例『屋外広告物手数料（略表）』

区 分	単 位	手数料（円）
電柱広告、のぼり旗	1本につき	310
立看板、置看板、広 告板、広告塔、広告 幕等	ア 面積が 1㎡未満	420
	イ 面積が 1㎡以上 2㎡未満	630
	ウ 面積が 2㎡以上 5㎡未満	1,050
	エ 面積が 5㎡以上 8㎡未満	1,580
	オ 面積が 8㎡以上 10㎡未満	2,100
	カ 面積が 10㎡以上 15㎡未満	3,160
	キ 面積が 15㎡以上 20㎡未満	4,740
	ク 面積が 20㎡以上 25㎡未満	6,320
	ケ 面積が 25㎡以上 30㎡未満	7,900
	コ 面積が 30㎡以上 40㎡未満	9,480
	サ 面積が 40㎡以上 50㎡未満	11,000
	シ 面積が 50㎡以上 60㎡以下	12,600
	ス 面積が 60㎡を越える 5㎡毎に加算する額	1,580
アーチ類	1個につき	3,160
アドバルーン	ア 10日以内 1個につき	1,580
	イ 11日以上 1個につき	3,160
ネオンサイン、イル ミネーション等の特 殊装置のもの	ア 面積が 1㎡未満	420
	イ 面積が 1㎡以上 2㎡未満	630
	ウ 面積が 2㎡以上 5㎡未満	1,260
	エ 面積が 5㎡以上 10㎡未満	2,100
	オ 面積が 10㎡以上 15㎡未満	3,790
	カ 面積が 15㎡以上 20㎡未満	6,320
	キ 面積が 20㎡以上 25㎡未満	7,900
	ク 面積が 25㎡以上 30㎡未満	9,480
	ケ 面積が 30㎡以上 40㎡未満	11,000
	コ 面積が 40㎡以上 50㎡未満	12,600
	サ 面積が 50㎡以上 60㎡以下	15,800
	シ 面積が 60㎡を越える 5㎡毎に加算する額	1,580
はり紙	100枚又はその端数ごと	310
はり札	10枚又はその端数ごと	520